

令和5年12月27日
みよし市総務部総務課

関係各位

工事にかかる低入札調査基準価格、失格判断基準価格、最低制限価格の計算式の改定
及び業務委託にかかる最低制限価格の導入について

◎工事にかかる低入札調査基準価格等の改定

令和6(2024)年4月1日以降に発注する案件から、以下のとおり計算式を改定します

現行

令和6年4月1日から

【範囲】 予定価格の70～90%		【範囲】 予定価格の 75～92%
失格判断基準価格 【計算式】 ・直接工事費×0.75 ・共通仮設費×0.70 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費×0.30		失格判断基準価格 【計算式】 ・直接工事費× 0.90 ・共通仮設費× 0.80 ・現場管理費× 0.80 ・一般管理費×0.30
最低制限価格 【計算式】 ・直接工事費×0.75 ・共通仮設費×0.70 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費×0.30		最低制限価格 【計算式】 ・直接工事費× 0.97 ・共通仮設費× 0.90 ・現場管理費× 0.90 ・一般管理費× 0.68

※低入札調査基準価格の計算式は改定なし

◎業務委託にかかる最低制限価格の導入

令和6(2024)年4月1日以降に契約を締結する「みよし市業務委託最低制限価格実施要領」に定める業務委託について、**予定価格の70%の最低制限価格を設定**します

※最低制限価格制度を適用して発注する案件については、入札の公告又は指名通知書等に当該価格を設定する旨を記載します